大牟田市ネーミングライツパートナーの公募に関する質問及び回答

（令和８年１１月６日）

【対象施設】

４施設共通

番号	質　　問	回　　答
1	（ページ）Ｐ１、Ｐ３ （項　目）７①、10③ （具体的な内容） 愛称に、大牟田市のキャラクター「ジャー坊」等の名称を含めることは可能でしょうか。 （質問の意図・背景） 市民にとって親しみやすく、わかりやすい愛称とするため、地域になじみのある名称の使用を検討しております。公募要項10③において、商標権等の権利侵害がないよう十分調査のうえ提案することとされているため、事前に確認させていただきたく存じます。	（回　答） 可能です。
2	（ページ）Ｐ５ （項　目）15(2)（様式第３号「４　愛称案」） 様式第３号「４　愛称案」に、複数の愛称案（第１案･第２案等）を記載して提案することは可能でしょうか。 また、複数案の提案が可能な場合、審査はどのように行われるのかご教示ください。 （質問の意図・背景） 市のご意向も踏まえて愛称を決定できるよう、複数の候補をお示しすることを検討しております。	（回　答） 一応募者につき、１件の応募に限らせていただきます。 なお、複数の施設への応募は可能です。

A.大牟田市延命球場

番号	質　　問	回　　答
1	（ページ）Ｐ５ （項　目）15(3) （具体的な内容） 対象施設の年間スケジュール（別紙 1-1）を拝見したところ、日曜日はほぼ利用予定で埋まっており、球場を使用した新たなイベントの企画・実施は難しいと考えております。 そのため「施設の魅力向上・地域貢献につながる取組」として、市内で既に開催されている大会（少年野球大会等）への協賛（特別協賛、賞品・備品の提供等）を提案することは、審査の加算項目の対象となるでしょうか。 （質問の意図・背景） 公募要項の記載例には、イベントの企画・実施や機器の寄贈等が挙げられておりますが、既存の大会への協賛が対象となるか明記がないため、確認させていただきたく存じます。	（回　答） 「施設の魅力向上・地域貢献に関する取組」については、原則、応募する対象施設を活用、または関連した取組を実施するものとします。 既存の大会への協賛については、審査の加算項目にはなりません。